



厚生労働省

山口労働局

宇部労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和 7 年 10 月 24 日（金）

【照会先】

宇部労働基準監督署

副署長

古谷康将

第一方面主任監督官

益野孝史

電話 0836-31-4500

最低賃金法違反被疑事件の書類送検について

宇部労働基準監督署（署長 宮本 敏和）は、令和 7 年 10 月 24 日、EJ ホールディングス株式会社及び同社代表取締役を最低賃金法違反の疑いで宇部区検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- （1）EJ^{イー・ジェイ}ホールディングス株式会社（本店所在地：山口県宇部市）
- （2）同社代表取締役

2 違反条文

上記 1（1）及び（2）ともに

最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

同法第 40 条（罰則）

同法第 42 条（両罰規定）

3 事件の概要

EJ ホールディングス株式会社は、山口県宇部市内で医薬品原料の製造及び販売を営む事業主であるが、同社代表取締役は、労働者 34 名に対する令和 6 年 9 月 25 日支払い分賃金から令和 7 年 1 月 24 日支払い分の賃金（合計 59,375,870 円）について、それぞれの所定支払日にその全額を支払わず、もって、山口県最低賃金（令和 6 年 9 月 30 日以前は時間額 928 円、令和 6 年 10 月 1 日以降は時間額 979 円）以上の賃金を支払わなかったもの。

【 参照条文 】

最低賃金法 （昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第二項～第四項 略）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。